

岡山エコ事業所(小売店)の募集

岡山県では、循環型社会の形成の推進のため、再生品の販売や廃棄物の減量化・リサイクルなどに積極的に取り組んでいるお店を「岡山エコ事業所」として認定する制度を創設し、現在公募しております。小売店のみなさん、是非ご応募ください。

- 1 対 象 県内の小売店
- 2 認定基準 県が示した13の取組みのうち、「再生品の販売及び表示による販売促進」及び「生活環境関連の法令遵守」を含む7項目以上を実施していること。詳しくは裏面を参照してください。
- 3 申請方法 所定の申請書を、お店のある地域を管轄する県民局の環境課に提出してください。
申請書は、県庁循環型社会推進課、各県民局環境課などで配布しているほか、岡山県循環型社会推進課のホームページからもダウンロードできます。
- 4 認定方法 お店のある地域の県民局が審査・認定します。
必要に応じ現場確認する場合があります。
- 5 認定期間 5年間(認定日から5年を経過した年度の末日まで)
なお、期間中でも認定基準に適合しなくなった場合には、認定が取り消される場合があります。

認定を受けると

- ・お店に認定証と認定銘板を交付します。
- ・県は、認定店の先進的な取組み状況を各種の媒体を通じて公表し、県民や事業者の皆さんに環境にやさしい小売店として積極的にPRします。
 - 県の環境イベントでのPR
 - 県のホームページへの搭載
 - 県の広報紙によるPR
 - 新聞紙面等買上げによる広告など

問い合わせ先等

- ・岡山県環境文化部循環型社会推進課(〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6)
TEL:086-226-7306 FAX:086-224-2271
ホームページhttp://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=30
- ・各県民局 環境課 住所,TELは裏面に記載しています。

(*) 同一事業者が複数の店舗の申請を一括して行う場合は、申請者(本社等)の所在地を管轄する県民局へ提出してください。

申請者(本社等)の所在地が県外の場合は、循環型社会推進課へ提出してください。

岡山エコ事業所(小売店)認定基準

次表に掲げる「1」及び「13」を含む7項目の基準に適合していること。

項目	基 準
1	再生品を販売するとともに、その旨の表示をするなどして積極的に販売促進に取り組んでいること。 再生品の販売コーナー、店頭等に再生品の使用促進の表示を行っていること。
2	再生品の品目ごとの販売実績を把握し、公表していること。
3	岡山県エコ製品の普及への協力を行っていること。 岡山県エコ製品の販売・制度紹介、パンフレット配布、店内放送等
4	容器包装(トレイ、包装紙等)へ再生品を使用していること。 容器包装が再生品である旨を表示していること。
5	広告チラシ、ポスター等へ再生紙を利用していること。 広告チラシ・ポスター等が再生紙である旨を表示していること。
6	詰め替え商品の販売を行っていること。 商品が詰め替え商品である旨を表示していること。
7	リターナブル容器の商品の販売を行っていること。 リターナブル容器の商品である旨を表示していること。
8	販売した商品の容器包装類を店頭回収していること。 空き缶、空き瓶、飲料用紙パック、食品トレイ、ペットボトル等の容器包装を店頭回収していること。
9	商品の簡易包装、省包装又ははだか売りを行うことにより、包装材の削減に取り組んでいること。
10	買い物袋や買い物かごの持参を呼びかけるなど、レジ袋の削減に努めていること。 店内に表示していること。
11	生ゴミ、ダンボール等、店から出る廃棄物の減量化、資源化に取り組んでいること。
12	商品の量り売り、バラ売りを行っていること。
13	生活環境保全関連法令を遵守していること。 生活環境保全関連法令に過去3年間違反していないこと。

適合状況の具体的な判断基準です。

【提出先】次の県民局の環境課へ申請してください。

備前県民局	〒700-8604	岡山市北区弓之町6-1	TEL 086-233-9805
備中県民局	〒710-8530	倉敷市羽島1083	TEL 086-434-7007
美作県民局	〒708-8506	津山市山下53	TEL 0868-23-1227